

新潟県条例第3号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年新潟県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下「削除号細目」という。）を削り、同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の細目の表示及び削除号細目を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>任期及び勤務日の日数を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員</u></p>	<p style="text-align: center;">（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>次のいずれかに該当する非常勤職員（人事委員会規則で定めるものを除く。）</u></p> <p style="padding-left: 2em;">ア <u>引き続き在職した期間が1年に満たない非常勤職員</u></p> <p style="padding-left: 2em;">イ <u>任期及び勤務日の日数を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員</u></p>
<p style="text-align: center;">（部分休業をすることができない職員）</p> <p>第25条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>勤務日の日数及び1日の勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）</u></p>	<p style="text-align: center;">（部分休業をすることができない職員）</p> <p>第25条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>次のいずれかに該当する非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）</u></p> <p style="padding-left: 2em;">ア <u>引き続き在職した期間が1年に満たない非常勤職員</u></p> <p style="padding-left: 2em;">イ <u>勤務日の日数及び1日の勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員</u></p>
<p>第28条 (略)</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）</u></p> <p>第28条の2 <u>任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</u></p> <p>2 <u>任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>（勤務環境の整備に関する措置）</u></p>	<p>第28条 (略)</p>

第28条の3 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。